

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年1月14日

【四半期会計期間】 第23期第1四半期(自 2021年9月1日 至 2021年11月30日)

【会社名】 株式会社フューチャーリンクネットワーク

【英訳名】 Future Link Network Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 石井 丈晴

【本店の所在の場所】 千葉県船橋市西船4丁目19番3号

【電話番号】 047-495-0525(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 経営統括部長 中川 拓哉

【最寄りの連絡場所】 千葉県船橋市西船4丁目19番3号

【電話番号】 047-495-0525(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 経営統括部長 中川 拓哉

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第23期 第1四半期 累計期間	第22期
会計期間		自 2021年9月1日 至 2021年11月30日	自 2020年9月1日 至 2021年8月31日
売上高	(千円)	337,898	1,349,476
経常利益又は 経常損失()	(千円)	3,214	94,684
当期純利益又は 四半期純損失()	(千円)	3,148	79,652
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	-	-
資本金	(千円)	266,640	266,640
発行済株式総数	(株)	819,300	819,300
純資産額	(千円)	349,955	353,104
総資産額	(千円)	889,148	844,938
1株当たり当期純利益又は四半期純 損失()	(円)	3.84	112.82
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)	-	105.57
1株当たり配当額	(円)	-	-
自己資本比率	(%)	39.4	41.8

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 当社は、第22期第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成しておりませんので、第22期第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

4. 第22期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当社株式は2021年8月20日付をもって東京証券取引所マザーズに上場したため、新規上場日から第22期の期末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

5. 第23期第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

6. 2021年4月15日開催の取締役会決議により、2021年5月8日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、第22期の1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

7. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は前第1四半期累計期間において四半期財務諸表を作成していないため、経営成績の状況については、前年同四半期累計期間との比較・分析は行っておりません。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

経営成績の状況

当第1四半期累計期間における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響で断続的に実施されていた緊急事態宣言等が、2021年9月末に全面的に解除されたこと等により、一部で持ち直しの動きがみられたものの、新たな変異株の拡大の恐れもあり、依然として先行きは不透明な状況となっております。

当社が事業展開する広告業界におきましては、2020年の日本の総広告費は前年比88.8%の6兆1,594億円と、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け9年ぶりのマイナス成長となりました。一方で、巣ごもり需要によりSNSやECなどのインターネットサービス等への接触機会が増え、インターネット広告費の市場規模は2兆2,290億円と前年比105.9%と成長を続けています（出典：株式会社電通「2020年 日本の広告費」）。

また、ふるさと納税市場においては、2020年度のふるさと納税受入額は前年比137.9%の6,724億円となり、受け入れ件数も前年比149.5%の約3,488万件と過去最高となりました。新型コロナウイルス感染症拡大の中で巣ごもり需要を背景に返礼品を求める動きが目立ち、今後もさらなる市場規模の拡大が予想されています（出典：総務省自治税務局市町村税課「ふるさと納税に関する現況調査結果（令和3年度実施）」）。

このような環境下、当社は地域情報プラットフォーム「まいぶれ」の運営を通じ、広告主である地域の中小事業者・店舗の情報発信・マーケティング支援を推進し、運営パートナーとの協働によるふるさと納税事業や地域ポイント事業の実行を通じて地方自治体の課題解決を推進してまいりました。

当第1四半期累計期間においては、東証マザーズ上場後初の事業年度を迎え、公募調達した資金をもとに、地域情報プラットフォームの価値向上のための積極的な開発投資を行いました。この結果、地域情報サイトのリニューアルや機能拡充、地域の中小事業者のWEBマーケティングを支援する新たなサービス「まいぶれアナライザー」をリリースし、今後の地域情報流通事業の成長基盤を構築いたしました。公共ソリューション事業においては、ふるさと納税BPO業務を新たに7自治体から受託し、サービス提供自治体数は着実に増加しております。

以上の結果、当第1四半期累計期間における売上高は337,898千円、営業損失は2,838千円、経常損失は3,214千円、四半期純損失は3,148千円となりました。なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当第1四半期累計期間より適用しており、この結果、当第1四半期累計期間の売上高が4,863千円減少し、営業損失、経常損失及び税引前四半期純損失がそれぞれ4,863千円増加しております。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

（地域情報流通事業）

地域情報流通事業におきましては、ユーザーが「魅力ある地域情報を認知し、興味を持ち、行動し、リピートし、ファンになる」という体験ができるよう、地域情報サイト「まいぶれ」のデザインの刷新やファン機能の追加等のリニューアルを実施いたしました。また、当社直営地域においては、地域の中小事業者・店舗に対し、Google ビジネスプロフィールを分析し、効果的に運用するためのサポートツール「まいぶれアナライザー」

をリリースし、ローカルWebマーケティング支援にも注力してまいりました。

まいづれ店舗広告は、広告掲載だけではない付加価値を高め、顧客満足度を高めるサポートを行い、地域に根付いた営業活動を行ったため、まいづれ店舗の掲載料が順調に増加し、当第1四半期累計期間における直営地域のまいづれ関連売上高は25,123千円となりました。

また、パートナー運営地域におきましては、当第1四半期累計期間に、リニューアルオープンも含めて12のエリアで地域情報サイトがオープンし、「まいづれ」の展開エリアは着実に増加しております。この結果、直営を含む全国のまいづれプラットフォーム利用店舗数は17,580店舗となりました。

運営パートナーの新規開拓におきましては、SNS広告経由での問い合わせ数は利用している広告配信プラットフォームの仕様変更の影響により一時的な減少があったため、当第1四半期累計期間における新規契約件数は4件となりました。これにより、当第1四半期累計期間の既存・新規契約をあわせたパートナー関連売上高は73,408千円となりました。問い合わせ数の減少については、徐々に回復の兆しをみせており、そのほかにも、外部アライアンス先の追加や連携強化による案件獲得の増加等にも注力してまいります。

この結果、当第1四半期累計期間に属するセグメント売上高は98,532千円となりました。またセグメント利益は34,417千円となりました。なお、当第1四半期累計期間より収益認識会計基準等を適用しており、この結果、当第1四半期累計期間のセグメント売上高及びセグメント利益がそれぞれ4,863千円減少しております。

(公共ソリューション事業)

ふるさと納税BPOでは、当第1四半期累計期間に新たに7自治体で受託が開始し、サービス提供自治体数は40となりました。受託自治体数の増加と、全体の寄付額の伸びにより、結果、ふるさと納税関連売上高は143,276千円となりました。公共ソリューション領域では、千葉県白井市の「白井市情報集約・発信支援業務委託」の新規受託や、消防庁の新技术を活用した災害情報伝達手段の実証実験を長野県須坂市、長野市、軽井沢町の3自治体で実施するなど、事業を推進して参りました。その結果、公共案件売上高は17,516千円となりました。

地域共通ポイントサービス「まいづれポイント」は、全国で8エリア、5自治体と運営を継続しております。当社が事務局運営を務める自治体の委託費やポイント制度の周知に伴う活動及びポイントシステムのアプリ化リプレイスに伴う移行作業など、展開エリアでの着実な活動を行って参りました。この結果、まいづれポイント関連売上高は13,128千円となりました。

この結果、当第1四半期累計期間に属するセグメント売上高は173,921千円となりました。またセグメント利益は34,060千円となりました。

(マーケティング支援事業)

マーケティング支援事業におきましては、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響による大手小売チェーンの新店・改装計画の延期や、訪日外国人向けの広告キャンペーン等の需要低迷を見越した計画を推進している中で、地域店舗への販促支援が微増となり、この結果、当第1四半期累計期間に属するセグメント売上高は65,444千円、セグメント利益は7,298千円となりました。

財政状態の状況

(資産)

当第1四半期会計期間末における総資産は889,148千円であり、前事業年度末に比べ44,209千円増加いたしました。これは主に受取手形、売掛金及び契約資産が216,704千円増加し、受取手形及び売掛金が158,737千円減少したことによるものであります。

(負債)

当第1四半期会計期間末における負債は539,192千円であり、前事業年度末に比べ47,358千円増加いたしました。これは主に買掛金が27,877千円、預り金が22,932千円、未払金が15,267千円、賞与引当金が14,400千円増加し、未払法人税等が15,265千円減少したものであります。

(純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産は349,955千円であり、前事業年度末に比べ3,148千円減少いたしました。これは四半期純損失計上により利益剰余金が減少したことによるものであります。

(2) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について、重要な変更はありません。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,812,000
計	2,812,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2021年11月30日)	提出日現在 発行数(株) (2022年1月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	819,300	819,300	東京証券取引所 マザーズ	単元株式数は100株であります。
計	819,300	819,300		

(注) 提出日現在の発行数には、2022年1月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年9月1日～ 2021年11月30日		819,300		266,640		181,140

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 819,100	8,191	
単元未満株式	普通株式 200		
発行済株式総数	819,300		
総株主の議決権		8,191	

(注) 当第1四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2021年8月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

なお、当四半期報告書は、第1四半期に係る最初に提出する四半期報告書であるため、前年同四半期との対比は行っておりません。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(2021年9月1日から2021年11月30日まで)及び第1四半期累計期間(2021年9月1日から2021年11月30日まで)に係る四半期財務諸表について、千葉第一監査法人による四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年8月31日)	当第1四半期会計期間 (2021年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	569,932	543,804
受取手形、売掛金及び契約資産	-	216,704
受取手形及び売掛金	158,737	-
商品及び製品	67	80
仕掛品	627	2,183
原材料及び貯蔵品	877	648
その他	27,994	37,977
貸倒引当金	4,075	5,510
流動資産合計	754,162	795,888
固定資産		
有形固定資産合計	29,780	28,405
無形固定資産合計	22,023	24,655
投資その他の資産		
投資その他の資産	57,796	58,841
貸倒引当金	18,824	18,643
投資その他の資産合計	38,972	40,198
固定資産合計	90,776	93,259
資産合計	844,938	889,148

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年8月31日)	当第1四半期会計期間 (2021年11月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	61,812	89,690
短期借入金	50,000	50,000
1年内返済予定の長期借入金	28,776	28,776
未払金	59,824	75,091
未払法人税等	19,610	4,344
預り金	94,820	117,752
賞与引当金	23,871	38,271
その他	36,558	26,756
流動負債合計	375,272	430,682
固定負債		
長期借入金	100,814	93,620
資産除去債務	7,889	7,890
その他	7,858	6,999
固定負債合計	116,561	108,510
負債合計	491,834	539,192
純資産の部		
株主資本		
資本金	266,640	266,640
資本剰余金	181,140	181,140
利益剰余金	94,675	97,824
株主資本合計	353,104	349,955
純資産合計	353,104	349,955
負債純資産合計	844,938	889,148

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 2021年9月1日 至 2021年11月30日)
売上高	337,898
売上原価	137,085
売上総利益	200,812
販売費及び一般管理費合計	203,651
営業損失()	2,838
営業外収益	
受取利息	0
助成金収入	328
その他	56
営業外収益合計	385
営業外費用	
支払利息	614
その他	146
営業外費用合計	760
経常損失()	3,214
税引前四半期純損失()	3,214
法人税、住民税及び事業税	2,223
法人税等調整額	2,288
法人税等合計	65
四半期純損失()	3,148

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、従来契約時に一括して収益を認識していたパートナー加盟料については、従来の基準に比して収益認識の時期にずれが生じるため、それぞれ履行義務の充足時期に対応して収益を認識することとしております。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当第1四半期会計期間の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当第1四半期累計期間の売上が4,863千円減少し、営業損失、経常損失及び税引前四半期純損失がそれぞれ4,863千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において流動資産に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当第1四半期会計期間より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示しております。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

(追加情報)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、時価をもって四半期貸借対照表価額とする金融商品を保有しておらず、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 2021年9月1日 至 2021年11月30日)
減価償却費	4,136千円

(株主資本等関係)

当第1四半期累計期間(自 2021年9月1日 至 2021年11月30日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期累計期間(自 2021年9月1日 至 2021年11月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期損 益計算書 計上額 (注)2
	地域情報流 通事業	公共ソリュー ション事業	マーケティ ング支援事業	計		
売上高						
直営まいぶれ関連売上高	25,123	-	-	25,123	-	25,123
パートナー関連売上高	73,408	-	-	73,408	-	73,408
ふるさと納税関連売上高	-	143,276	-	143,276	-	143,276
公共案件売上高	-	17,516	-	17,516	-	17,516
まいぶれポイント関連売上高	-	13,128	-	13,128	-	13,128
マーケティング支援売上高	-	-	65,444	65,444	-	65,444
顧客との契約から生じる収益	98,532	173,921	65,444	337,898	-	337,898
その他の収益	-	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	98,532	173,921	65,444	337,898	-	337,898
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	98,532	173,921	65,444	337,898	-	337,898
セグメント利益又は損失()	34,417	34,060	7,298	75,776	78,615	2,838

(注)1 . セグメント利益又は損失()の調整額 78,615千円は、各報告セグメントへ配分していない全社費用であり、主な内訳は全社共通人件費、システム運用経費、本社地代家賃等であります。

2 . セグメント利益又は損失()の合計額は、四半期財務諸表の営業損失と調整を行っております。

2 報告セグメントの変更等に関する事項

会計方針の変更に記載のとおり、当第1四半期会計期間の期首から収益認識会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、事業セグメントの利益又は損失の算定方法を同様に変更しております。

当該変更により、従来の方法に比べて、当第1四半期累計期間の「地域情報流通事業」の売上高及びセグメント利益はそれぞれ4,863千円減少しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自2021年9月1日 至2021年11月30日)
1株当たり四半期純損失	3円84銭
(算定上の基礎)	
四半期純損失(千円)	3,148
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純損失(千円)	3,148
普通株式の期中平均株式数(株)	819,300
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年1月13日

株式会社フューチャーリンクネットワーク
取締役会 御中

千葉第一監査法人

千葉県千葉市

代表社員
業務執行社員

公認会計士 本 橋 雄 一

代表社員
業務執行社員

公認会計士 大 川 健 哉

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社フューチャーリンクネットワークの2021年9月1日から2022年8月31日までの第23期事業年度の第1四半期会計期間（2021年9月1日から2021年11月30日まで）及び第1四半期累計期間（2021年9月1日から2021年11月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社フューチャーリンクネットワークの2021年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業的前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認

められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。